

令和3年第9回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和3年9月27日（月）

開催場所 市役所 第1会議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時10分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	欠	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	欠	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 9名			欠席 5名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員9名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

9 番	島田 秀男 委員
10 番	新井 稔 委員
11 番	清水 登與雄 委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請5件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

※議案第1-2と1-3、1-4と1-5については関連性があるため、それぞれ一括審議とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については9月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」相続したが非農家のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地10,028.55㎡、借入地0㎡）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、耕耘機1、コンバイン1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…50m

②「農作業常時従事要件」

- ・世帯員2名…本人 300日、妻 90日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 10,271.55㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われま

○議案第1-2、1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については9月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」土地交換のため。「譲渡人」土地交換のため。※世帯員同士

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

(議案1-2、1-3)

・所有農地営農状況…所有農地(所有地15,936㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター2、防除機3、耕運機2、軽トラック1、草刈機1

・従事人数…世帯員2名

・申請地までの通作距離…1-2 自宅からトラクターで10分

1-3 自宅からトラクターで20分

②「農作業常時従事要件」

(議案1-2、1-3)

・世帯員3名…1-2 本人 200日、妻 200日、子 160日

1-3 本人 160日、父 200日、母 200日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

(議案1-2)

- ・権利取得後の耕作面積 15,936㎡

(議案1-3)

- ・権利取得後の耕作面積 15,936㎡

③「地域との調和要件」

(議案1-2、1-3)

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲渡人から話を伺いました。事務局説明のとおり支障がないと思われまます。

○議案第1-4、1-5

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については9月14日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

④ 全部効率利用要件

(議案1-4、1-5)

・所有農地営農状況…所有農地(所有地20,170㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。所有農地が所在する農業委員会に利用状況等を確認済。

- ・農機具所有状況…トラクター2、耕運機5、運搬車2

・従事人数…世帯員1名

- ・申請地までの通作距離…1-4 3km、4km

1-5 2.7km

⑤「農作業常時従事要件」

(議案1-4、1-5)

- ・世帯員1名

・本人…本人 200日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

(議案1-4)

・権利取得後の耕作面積 1-4 21, 302㎡【同時申請地合計：22, 293㎡】

(議案1-5)

・権利取得後の耕作面積 1-5 21, 161㎡【同時申請地合計：22, 293㎡】

⑥「地域との調和要件」

(議案1-4、1-5)

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲渡人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われ
ます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局
の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であると
した。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘク
タール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地
内処理。
・隣地境界には新設コンクリートブロック4段積を設置。

- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資及び自己資金で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」及び手付金の領収書が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2-2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2～5段積を設置。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第3-1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

9月14日に現地を確認したところ、保全管理されていました。従事者は令和元年の年末に体調を崩され、年明けから入院されました。

(担当委員からの説明)

事務局の説明のとおり、支障がないと思われまます。

第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

○議長は、富士見市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について1件を議題として上程し、まちづくり推進課及び農業振興課の説明の後、委員に諮り、全委員の賛成により「やむを得ない」と決定した。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び農地法第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和3年8月18日から令和3年9月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 3件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 8件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 農地利用状況調査について (農地パトロール)
2. その他

議長は、令和3年第9回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月27日

議 長

9 番

10 番

11 番
